○大隅肝属広域事務組合職員の任用に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第7号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の任用に関する規則(平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他特別に定めのあるもののほか、一般職に属するすべて の職員(以下「職員」という。)の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命方法の基準)

- 第2条 職員の採用は、第18条又は第21条の規定により選考によることができる場合を 除き、競争試験の結果作成される採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に基づ いて行うものとする。
- 2 職員の昇任は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとする。
- 3 職員の転任は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとし、異種の職への転任は、法令に定める資格又は免許、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

(競争試験)

第3条 競争試験は、管理者が定める試験の種類及び試験の区分によって行うものとする。

(試験の方法)

- 第4条 競争試験は、職務遂行の能力を判定するため、次に掲げる方法のうち、2以上 のものを併せて行うものとする。
 - (1) 筆記試験
 - (2) 口述試験
 - (3) 適性試験
 - (4) 身体検査
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める方法(受験資格)
- 第5条 受験資格は、試験の種類及び試験の区分に応じて受験者として必要な年齢、学歴、免許、資格等について管理者が定める。

(試験の告知)

- 第6条 競争試験の告知は、公告するほか、広報紙への掲載その他適切な方法により行 うものとする。
- 2 前項の告知の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 試験の種類及び試験の区分
 - (2) 受験資格
 - (3) 試験の方法及びその内容

- (4) 試験の時期及び場所
- (5) 受験申込書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他必要な受験手続
- (6) 合格者の発表の時期及び方法
- (7) 採用の方法
- (8) 給与
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項 (判定基準)
- 第7条 管理者は、試験の種類及び試験の区分ごとに職務遂行に必要な能力を有するか 否かを判定する基準を定める。

(合格者の決定)

第8条 管理者は、前条に定める判定基準に達した受験者について、得点順に従い必要 と認められる数の合格者を決定する。

(合格者の発表)

第9条 管理者は、競争試験の合格者を決定したときは、合格者の受験番号を公告する とともに、書面で合格者である旨を本人に通知するものとする。

(名簿の作成)

- 第10条 名簿は、試験の種類及び試験の区分ごとに作成する。
- 2 名簿には、合格者の氏名及び得点をその得点順に記載する。

(名簿の統合)

- 第11条 第16条の規定による名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職につき新た に名簿が作成された場合においては、管理者は、新旧両名簿を統合して名簿を作成す ることができる。
- 2 前項の規定により統合して作成される名簿には、採用候補者の氏名及び得点をそれ ぞれの試験を通じて得点順に記載し、新旧両名簿にともに記載されている採用候補 者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載する。

(名簿からの削除)

- 第12条 管理者は、採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これ を名簿から削除する。
 - (1) 当該名簿から選択されて採用された場合
 - (2) 当該名簿から選択されて採用される意思がないことを管理者に申し出た場合
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、採用に関する照会に応答しないこと等の事由により採用される意思がないと認められる場合
 - (4) 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
 - (5) 前号に定めるもののほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
 - (6) 受験の申込み又は当該試験において、虚偽又は不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(7) 死亡した場合

(名簿への復活)

第13条 管理者は、前条第3号から第5号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、これを当該名簿に復活することができる。

(採用候補者の削除等の通知)

第14条 管理者は、第12条の規定により採用候補者を名簿から削除したとき(同条第1号、第2号及び第7号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。)又は前条の規定により採用候補者を名簿に復活し、若しくは復活しなかったときは、その旨を本人に通知するものとする。

(名簿の訂正)

第15条 管理者は、採用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があった場合又は事務上の誤りがあった場合においては、速やかに名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

- 第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、名簿を失効させる ことができる。
 - (1) 名簿がその確定後1年以上を経過した場合
 - (2) 名簿に記載された採用候補者がすべて削除された場合
- 2 管理者は、名簿を失効させた場合においては、当該名簿に記載されている採用候補 者にその旨を通知するものとする。

(採用の順序)

第17条 職員の採用は、名簿に記載されている採用候補者の中から原則として高得点順 に行うものとする。

(選考により採用できる職)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、選考により行うことができる。
 - (1) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と管理者が認める職
 - (2) 他の地方公共団体又は国の競争試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と同等以下と管理者が認める職
 - (3) 他の地方公共団体の公務員の職及び国家公務員の職、その他これらに準ずる職に現に正式に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職と同等以下と管理者が認める職
 - (4) 試験を行っても十分な競争者が得られないと管理者が認める職、職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると管理者が認める職又は免許、資格若しくは特殊な知識若しくは技術を有する者をもって充てる職で、管理者が認める職

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の 規定により任期を定めて採用する職
- (6) 前各号に規定するもののほか、競争試験によることが適当でないと管理者が認める職

(選考の方法)

第19条 選考による採用は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を採用される職に応じて、必要な免許、資格、知識、技能、経歴等に基づいて判定するものとし、必要がある場合は、筆記試験、口述試験その他の方法を用いることがある。

(職員採用試験委員会の設置)

第20条 競争試験及び選考試験(以下「試験」という。)の公正を期するため、大隅肝 属広域事務組合職員採用試験委員会(以下「試験委員会」という。)を置く。

(試験委員会の組織)

- 第21条 試験委員会は、委員長1人、委員若干人で組織する。
- 2 委員長は、副管理者をもって充て、委員は、関係職員等のうちから管理者が任命するものとする。
- 3 管理者が必要と認めるときは、学識経験のある者に臨時委員を委嘱することができる。
- 4 委員長は、試験に関する事務を総理し、委員は、委員長の指揮を受け試験に関する 事務を分掌する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委 員がその職務を代理する。
- 6 その他試験委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(条件附採用期間の延長)

第22条 職員が条件附採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日 に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで条件附採用の期間を延長す るものとする。ただし、条件附採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合にお いては、この限りではない。

(臨時的任用)

- 第23条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考により臨時的に職員を 任用することができる。
 - (1) 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない緊急の場合
 - (2) 当該職が臨時的任命を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

(臨時的任用の期間)

- 第24条 管理者は、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。
- 2 臨時的任用は、1回に限って更新することができる。この場合において、その期間 は6月を超えることができない。

(雑則)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。